特集:国境・国籍の壁と軍事化の現在

# 在日朝鮮人の「国籍」と朝鮮戦争(1947-1952年)

一「朝鮮籍」はいかにして生まれたか

鄭 栄 桓 (PRIME 主任)

## 1. はじめに――「朝鮮籍」とはなにか

現在、外国籍の在日朝鮮人 (1) の在留カード及び特別永住者証明書 (2012年以前は外国人登録証明書) (2) の国籍・地域欄の記載には、「朝鮮」と「韓国」二通りの表示がある。表 1 にあるとおり、外国人登録制度がはじまった1947年当時、すべての在日朝鮮人の国籍欄には「朝鮮」と記載されていたが、2015年末日現在において、その数は3万3,939人にすぎない。この3万人強の人びとは日本において「有効な旅券」を所持しておらず、韓国の在外同胞法のいう「在外同胞」にも含まれず、韓国入国に際しても特別の許可を得なければならない (3) 。この人びとの「国籍」——すなわち朝鮮籍はいかにして生まれたのか。本稿の課題は、この問いに答えるべく、日本の敗戦から講和条約発効前後の時期における在日朝鮮人の外国人

登録の国籍欄に関する取扱いの変遷を明らかにするところにある。

本論に先立ち用語の整理をしておかねばならない。外国人登録証明書の国籍欄の「朝鮮」については、朝鮮籍のほか朝鮮国籍、朝鮮表示などいくつかの呼び名がある。今日では当事者のみならず日本や韓国の研究者のあいだでも「朝鮮籍」という用語が広く用いられている現実にかんがみて、本稿では外国人登録証明書の国籍欄の「朝鮮」という記載を「朝鮮籍」と呼ぶことにする(なお、以下では煩瑣なため「」は省略する)。

朝鮮籍とはなにか。現在朝鮮には南北ふたつの 政府があるため、しばしば朝鮮籍は朝鮮民主主義 人民共和国の国籍を指すとみなされる。1970年以 来、法務省は「朝鮮・韓国」の統計を一括して公 表していたが、2016年に入り二つのカテゴリーを 分離して公表することにしたが、この背景には、

表1 国籍欄に「朝鮮・韓国」と記載された外国人数の推移(1947-2015年)

年度	1947	1950	1955	1960	1965	1970	2012	2013	2014	2015
朝鮮	598,507	467,470	433,793	401,959	339,116	282,813	40,617	38,491	35,753	33,939
韓国		77,433	143,889	179,298	244,421	331,389	489,431	481,249	465,477	457,772
総数	598,507	544,903	577,682	581,257	583,537	614,202	530,048	519,740	501,230	491,711

注① 1971-2014年は「韓国・朝鮮」は一括集計・公表していたが、2016年3月より2012-2015年末現在の分離集計の結果を公表した。

注② 数値は各年末のもの。

出典:1947-1970年は金英達「あなたの隣の『北朝鮮』」(別冊宝島221『朝鮮総聯の研究 あなたの隣の「北朝鮮」』宝島社、1995年)より、2012-2015年は法務省「平成27年末現在における在留外国人数について(確定値)」公表資料による。

自民党議員らの「日本に住む『北朝鮮国籍者』が 実数以上に大きく見える」との声があったといわれる<sup>(4)</sup>。朝鮮籍を朝鮮民主主義人民共和国への 帰属を示すものと考える典型的認識といえよう。

しかし日本政府の解釈によれば、この「朝鮮」は朝鮮民主主義人民共和国の国籍を意味する言葉ではない。法務省は「在留外国人統計における『朝鮮』は国籍を示すものとして用いているものでは」なく、「朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍を始めいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の『国籍・地域』欄に『朝鮮』の表記がなされています」と説明している<sup>(5)</sup>。そもそも日本政府は朝鮮民主主義人民共和国の国籍と旅券を承認していない。

一方、現行の関連する法律・政令・省令にも朝 鮮籍についての説明はない。「在留カード」には 国籍に関する事項として、「国籍の属する国又は 第二条第五号ロに規定する地域 | を記載すること が定められている(出入国管理及び難民認定法 (以下、入管法) 第十九条の四第一号、以下「国 籍・地域」)。特別永住者証明書の「国籍・地 域」や外国人住民に係る住民票の「国籍等」も同 様である(日本国との平和条約に基づき日本の国 籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (以下、入管特例法) 第八条第一号、住民基本台 帳法第三十条の四十五)。この「第二条第五号ロ の政令で定める地域 | とは、「台湾並びにヨルダ ン川西岸地区及びガザ地区」を指し(入管法施 行令第一条)、「ヨルダン川西岸地区及びガザ地 区 | は「国籍・地域 | 欄には「パレスチナ | と記 載することになっている(入管法施行規則第十九 条の六第三項)。つまり、外国人の所持する「在 留カード | 等には旅券を発給した国か、「台湾 | あるいは「パレスチナ」という「地域」の名称が 記載されることになるが、朝鮮籍はここでいう 「国籍 | にも「地域 | にもあてはまらないのであ る。

朝鮮籍についての日本政府の見解を知るために は、ひとまず1965年10月26日に発表された政府統 一見解「外国人登録上の国籍欄の『韓国』あるい は『朝鮮』の記載について」(以下、政府統一見 解)まで遡らねばならない(6)。日韓基本条約及 び関連する四つの協定の締結(1965年6月22日) にともない発表されたこの政府統一見解によれ ば、朝鮮籍とは、在日朝鮮人が「もと朝鮮戸籍に 属し、日本国内に居住していたまま日本国籍を失 い外国人となった特殊事情から、旅券またはこれ に代わる国籍証明書を所持していないので、便宜 の措置として『朝鮮』という名称を国籍欄に記載 したもの」である。そして「この意味において、 『朝鮮』という記載は、かつて日本の領土であっ た朝鮮半島から来日した朝鮮人を示す用語であっ て、何らの国籍を表示するものではない」。

つまり外国人登録証明書の国籍欄に記載されて はいるものの、「朝鮮」は「国籍の属する国」を 表示する言葉ではなく、あくまで地域・出身地の 名称にすぎない。これが日本政府の見解である。

なぜこのような奇妙な「国籍」が生まれたの か。上の政府統一見解にその答えが記されている ようにみえる。つまり在日朝鮮人の特殊事情から 1947年の外国人登録令(以下、外登令)制定の際 に「便宜の措置」として「朝鮮」と記載したこと により生まれたのである。ただし、これでは問い に充分答えたことにならない。本論で述べるよう に、日本政府はサンフランシスコ講和条約の発効 にともない、朝鮮人は日本国籍を喪失したとみな した。このときなぜ「外国人」となった朝鮮人の 国籍が記載されず、「便宜の措置」としての朝鮮 籍が残ることになったのか。この問題に答えなけ ればならない。朝鮮籍がいかにして生まれたのか という問いに答えるためには、1947年の登場のみ ならず、1952年における継続の背景を探る必要が ある。

その際にあわせて考えるべき問題に、外国人登

録における韓国籍の登場と日本政府の解釈の変遷がある。在日朝鮮人の国籍問題は日本の植民地支配の清算をめぐる問題であると同時に、南北の分断、そして日本の南北朝鮮との外交関係のあり方と密接に係る問題であった。そのため、外国人登録制度の国籍欄についての行政実務や解釈も、日本政府の対朝鮮政策の反映であったとみなければならない。

政府統一見解は、韓国籍の登場の経緯について 次のように説明する。外国人登録令施行当初は 「朝鮮」とのみ記載できたが、在日朝鮮人のなか から「『韓国』 (又は『大韓民国』) への書換え を強く要望してきた者があるので、本人の自由意 思に基づく申立てと、その大部分には韓国代表部 発行の国民登録証を提示させたうえ『韓国』へ の書換えを認めた (7) 」。1965年現在の韓国籍者 は、「このような経過によって『韓国』と書換え たものであり、しかも、それが長年にわたり維持 され、かつ実質的に国籍と同じ作用を果たして来 た経過等にかんがみると、現時点から見れば、そ の記載は大韓民国の国籍を示すものと考えざるを えない」。すなわち、朝鮮籍が「国籍を表示する ものではない」のに対し、韓国籍は「大韓民国の 国籍を示すもの一であると説明した。

実はこの政府統一見解は、従来の日本政府の外

国人登録証明書の国籍欄解釈を修正するものであった。1950年2月23日、法務総裁は「朝鮮」「韓国」は「単なる用語の問題であって、実質的な国籍の問題や国家の承認の問題とは全然関係な」いとする談話を発表した<sup>(8)</sup>。それゆえ朝鮮籍であり韓国籍であれ、「その人の法律上の取扱いを異にすることはない」としていた。にもかかわらず政府統一見解は、韓国籍を「実質的に国籍と同じ作用を果たして来た経過」から国籍を示すものとした。1965年以前のどこかの時点から、韓国籍は韓国国籍としての作用を果たすことになったというのである。当時「180度の転換<sup>(9)</sup>」と評されたゆえんである。

それでは、日本政府の韓国籍解釈はいつ変わったのか。在日朝鮮人史研究者の金英達が1987年に発表した論文はこの問題を検討したものである (10)。金英達は法務省入国管理局や川崎市が部内資料として編纂・整理した通達集を用いて、1947年から71年にかけての国籍欄をめぐる行政実務の変遷を明らかにした (11)。金の研究に基づき、日本政府の「国籍」欄解釈と記載変更について筆者が整理したものが図1である。図中の「表示内容の解釈」とは、その時々の日本政府が、外国人登録の国籍欄の「朝鮮」や「韓国」という名称が何を表示していると解釈したかを示す。地域名を表

図1 外国人登録「国籍」欄の日本政府の解釈の変遷

		朝鮮	韓国			
時期区分	表示内容の解釈	「朝鮮」への記載変更の可否	表示内容の解釈		「韓国」への記載変更の 際の国籍証明文書の要否	
第一期 (1947.5.2~50.2.22)						
第二期 (1950.2.23~51.2.1)		可	出身地表示説		否(本人の陳述のみ)	
第三期 (1951.2.2~70.9.25)	出身地表示説	否	1965.10.25以前	出身地表示説	要 (国籍証明文書の提示)	
<b>第二</b> 期(1951.2.2~70.9.25)		否	1965.10.26以後	国籍表示説	要 (同上)	
第四期 (1970.9.26~71.2.26)		例外的に可(*1)	国籍表示説		要 (同上)	
第五期 (1971.2.27~)		条件付き可 <sup>(*2)</sup>	国籍表示説		要 (同上)	

<sup>\*1</sup> ①事務上の記載まちがいか②本人の意思によらず他人が勝手に書換え手続きにより「韓国」となっているもののみ、例外的に記載変更を認めた。 \*2 ①韓国の在外国民登録をしていない、②韓国旅券の発給をうけたことがない、③協定永住許可がなされていないの三点が確認できれば、市町村長

限りで「朝鮮」への記載変更を認めた。 出典:筆者作成 示したとの解釈を「出身地表示説」とし、国家名の表示との解釈を「国籍表示説」とした (12)。

金英達によれば、日本政府が韓国籍解釈を事実 上修正したのは1951年2月である。図1の通り、 日本政府は一貫して、朝鮮籍は国籍の帰属ではな く、出身地を表示するものであるとの解釈を採っ てきた。韓国籍についても当初は出身地であると の解釈を採ったが、1951年2月(第三期)以降、 表向きは出身地表示説を採る一方で、外国人登録 における国籍の記載変更に際して国籍証明文書 (「大韓民国国民登録証」) の提出を求め、事実 上の国籍表示説へと解釈を修正したという。そし て、日韓基本条約締結後に前述の政府統一見解を 発表することで名実ともに国籍表示説を採ること になった。その後、日韓条約締結後に起こった 「朝鮮国籍」への変更を要請する運動に応じて、 福岡県田川市などの革新自治体は韓国から朝鮮表 示への記載変更を認めた。法務省は当初記載変更 を一切認めない方針であったが、最終的には条件 付きで「韓国 | から「朝鮮 | への変更を認めるに 至った。国籍の記載変更という問題が、「国籍 欄」の解釈に多大な影響を与えていることがわか る。

在日朝鮮人の国籍問題をめぐっては近年研究の深化が著しいが、外国人登録の国籍欄については金英達の一次史料の基礎的調査に基づく研究を越えるものはあらわれておらず先駆的な業績といえる (13)。ただし外国人登録の国籍欄の行政実務をめぐっては、なお明らかにされるべきいくつかの問題が残っている。

第一に、なぜ日本政府は1951年2月に「韓国」 表示の解釈を事実上の国籍表示説へと修正したの か。

第二に、なぜ朝鮮籍は講和条約発効後も継続して残ったのか。本論で明らかにする通り、外登令制定当時の日本政府は、朝鮮人は講和条約発効まで日本国籍であるとの解釈を採っており、「朝

鮮」とはこの解釈を反映して「出身地」の表示を 意味した。だが対日講和条約の発効(1952年4月 28日)に伴い、朝鮮人は日本国籍を「喪失」し た。朝鮮人=日本国籍という解釈と連動していた はずの朝鮮籍は、なぜ講和条約後も継続したの か。

第三に、講和条約発効後の韓国籍について、日本政府はいかなる解釈を採ったのか。1951年2月の事実上の国籍表示説への修正という不完全な状態は、韓国との協定締結により解決されると考えられていたと思われる。しかし実際には日韓会談は決裂し、講和条約発効まで在日朝鮮人の法的地位に関する協定は締結できなかった。協定が存在しないなか、日本政府はいかなる論理で韓国籍=国籍表示説を維持したのか。

以下本稿では、まず外国人登録令制定当時の日本政府の国籍及び国籍欄解釈を確認したのち、これら三つの問題についての検討に進みたい。検討にあたっては、京都府や茨城県の公文書館が所蔵する外国人登録関係の行政文書、近年公開された日韓会談関係文書、在日朝鮮人団体の議事録、団体発行の機関紙・新聞を史料として用いる。また、同じく旧植民地出身者でありながらも、在日朝鮮人とは若干異なる処遇をうけた「台湾人」の「国籍」表示の変遷についてもあわせて検討したい。

#### 2. 外国人登録令と旧植民地出身者の「国籍」

## (1) 外国人登録令制定と朝鮮籍の登場

まずは朝鮮籍が外国人登録制度に登場した経緯を確認しよう。1947年5月2日、日本政府は勅令第207号として外国人登録令を公布・施行し、朝鮮人に登録を義務づけた。外国人登録制度の始まりである。表2はこの勅令に従い登録した1947年12月末日現在の「外国人」人口である。「朝鮮」が全体の93.63%にあたる59万8.507名を占め、こ

国籍 (出身地)	人口	国籍 (出身地)	人口	国籍 (出身地)	人口	国籍 (出身地)	人口
朝鮮	598,507	ポルトガル	177	デンマーク	26	アラビヤ	3
中国	19,770	印度	134	メキシコ	25	安南	3
台湾	13,119	スペイン	113	シリヤ	23	ウルグワイ	3
アメリカ	2,249	ブラジル	83	仏印	21	エジプト	3
ドイツ	1,007	スイス	81	パナマ	18	キューバ	2
カナダ	479	ペル	66	ギリシヤ	17	ブルガリヤ	2
英国	461	ポーランド	61	マレー	15	ラトビヤ	2
無国籍	447	シャム	48	エストニヤ	12	リトアニヤ	2
フランス	351	スエーデン	41	アルゼンチン	9	ルーマニヤ	2
白系ロシヤ	348	ハンガリー	41	ユーゴスラビア	7	アルメニヤ	1
ロシヤ	302	タタール	31	ガテマラ	6	サルベドル	1
トルコ	262	オーストラリヤ	30	ノールウェー	6	セーロン	1
比島	240	アイルランド	27	ルクセンブルグ	6	チリ	1
イタリヤ	207	オーストリヤ	27	フィンランド	5	ビルマ	1
インドネシヤ	191	チェツコスロバキヤ	27	イラク	4	レバノン	1
オランダ	181	ベルギー	27	イラン	4		
総数							

表2 外国人登録状況一覧表(法務府民事局、1947年12月末日現在)

原注:この表は昭和二十二年12月末日現在における法務府民事局の調査によるものである。 注:表記は原文のままとした。なお、表記載の総数は639,368名であるが実際には639,367名である。

出典:「外国人登録状況について」『新刑事月報』第6号、法務庁検務局、1948年1月。

れに「中国」の1万9,770名(3.1%)、「台湾」の 1万3,119名(2.1%)が続く。「外国人」のうち旧 植民地出身者たる朝鮮人・台湾人が圧倒的多数を 占めたことがわかる。

ただし、当時の日本政府は朝鮮人や台湾人などに外国人登録を義務付けたが、国籍のうえで外国人であると考えていたわけではない。旧植民地出身者の国籍については講和条約の発効まで変動しないとの解釈を採っており、背景には旧植民地の主権に関する日本政府の独自の解釈があった。日本政府は、ポツダム宣言受諾直後より「朝鮮に関する主権は独立問題を規定する講和条約批准の日迄法律上我方に存するも講和条約締結以前に於ても外国軍隊に依り占拠せられる等の事由に依り我方の主権は事実上休止状態に陥ることあるべし」(終戦処理会議決定)とし(14)、朝鮮の主権は講和条約まで日本にあるとの解釈を採った。

国籍解釈もこうした主権についての解釈と連動

して講和条約まで変更しないとしていた。連合軍は「日本占領及び官吏のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」(1945年11月1日)において「貴官は、台湾系中国人及び朝鮮人を、軍事上安全の許す限り解放人民として取り扱う。彼らは本指令に使用されている『日本人』という語には含まれないが、彼らは、日本臣民であったのであって、必要の場合には、貴官は、敵国民として処遇してよい」(15)とし原則として「解放人民」として処遇する姿勢を示したが、結果的には日本政府のこうした国籍解釈を容認していった。

外登令における朝鮮人・台湾人の扱いが他の外国人とは異なるのはこのためである。同令第十一条は「台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」とした。あえて「みなす」との規定を設けたのは、講和条約まで国籍は

変動しないとの解釈との整合性を保つためであ る。

内務省調査局は、外登令第十一条第一項について「朝鮮人、台湾人の本籍については講和条約において処理せらるべき問題であって、現在はかれらが日本人であることに疑はない」と解説しており<sup>(16)</sup>、ここからも、日本政府がこの時点で朝鮮人・台湾人の国籍が変更したとの解釈は採らなかったことがわかる。日本政府は「日本人」として引き続き治安取締の対象に含める一方で、朝鮮人に登録の義務を課して同令を違反した場合は退去強制の対象とし、翌日に施行される日本国憲法の「居住・移転の自由」から排除したのである<sup>(17)</sup>。

そして、第十一条第一項該当者の「国籍(出身地)」の記載について、外国人登録令施行規則の別記第一号様式「登録申請書」裏面の「注意」は以下の通り定めた<sup>(18)</sup>。

# 3. 国籍(出身地)欄には臺灣人及び朝鮮人は 臺灣又は朝鮮と記入すること

(IN NATIONALITY (NATIVE PLACE)
SECTION MUST WRITE DOWN FORMOSAN
OR KOREAN WHEN YOU ARE A FORMOSAN
OR KOREAN)

国籍欄の「朝鮮」「台湾」は、こうして日本の法令に登場することになった。前述の日本の国籍解釈から、この際の「朝鮮」「台湾」は国籍ではなく「出身地」の表示であることがわかる。なお表2にある通り「朝鮮」「台湾」以外にも、「比島」「印度」「タタール」「仏印」「マレー」「エストニヤ」「安南」など、必ずしも国名とはいえない地域の名が用いられている。これらも「出身地」としての記載であろう。

外国人登録令に対し、在日本朝鮮人連盟(以下、朝連)をはじめ民族団体は警察の介在反対や 在留の合法化などの要求を掲げて交渉したが、と りわけ強く反発したのは内務省のこうした国籍解釈に対してであった<sup>(19)</sup>。朝鮮では解放直後より建国準備委員会が政府樹立の準備をすすめ、1945年9月6日には「朝鮮人民共和国」の樹立を宣言した。朝連も解放直後より自らが朝鮮の「独立国民」であることを主張し、人民共和国の支持を決議していた。日本における法的処遇も、「準連合国民」たる待遇を求めていた。朝連のこうした立場からすれば、朝鮮の主権はいまだ日本にあるという植民地主義の継続の論理と、それに基づく国籍解釈は到底受け入れられるものではなかった。

#### (2)「朝鮮人」「台湾人」とは誰か

それでは、外国人登録をすべき「朝鮮人」とは誰か。前述の国籍解釈の帰結として、その判断基準は朝鮮の国内法ではなく、日本法たる「朝鮮戸籍令の適用を受けるべきものとすること」とされた<sup>(20)</sup>。内務省調査局の『外国人登録令解説』は、登録令のいう「朝鮮人」について「『朝鮮人』とは人種的、民族的概念を基準として所謂朝鮮人に嫁したような他国人を含むとともに、他面他国人に嫁したような朝鮮人を除外すべきである。換言すれば従来の日本の国籍を有する者で戸籍法の適用を受ける者(内地の戸籍に入った者)に含んではならない」と解説する<sup>(21)</sup>。

植民地期において朝鮮人と日本人は適用される戸籍法令により区別されていた。朝鮮人には朝鮮戸籍令が、日本人は戸籍法が属人的に適用された(22)。というよりも、法的には朝鮮戸籍令適用対象者が「朝鮮人」なのであり、戸籍法適用対象者が「明鮮人」であった。天皇制国家の朝鮮民衆支配の手段であった戸籍が、降伏後においても「朝鮮人」識別のために使われたといえよう。また両者の転籍は原則として禁じられていた。戸籍が根拠となったため、朝鮮民族であっても戸籍法適用対象者は「朝鮮人」に含まれない。日本人男性と結婚した朝鮮人女性、婚養子となった朝鮮人男性、あ

るいは日本人の「家」に養子に入った朝鮮人は外登令上の「朝鮮人」からは除外される。「所謂朝鮮人に嫁したような他国人を含むとともに、他面他国人に嫁したような朝鮮人を除外すべきである」としているのは、このことを指している。

他方、台湾人の規定は朝鮮人とは若干異なる。 前掲の『外国人登録令解説』は「台湾人」につい て次のように説明する。

(ロ)「台湾人」で登録の対象となるのは「台 湾人で本邦外に在るもの及び本邦に在る台湾人 で中華民国駐日代表団から登録証明書の発給を 受けた者のうち、勅令第二条各号に掲げる者以 外の者」とせられている(施行規則第十条)。 立法論としては、中国側の登録証明書の有無に 拘らず朝鮮人同様全員について登録するのが不 正入国者の防止上からいっても望ましいことで あるが、中国側が国際法の原則に反し講和条約 の締結をも待たないで台湾省民の中国国籍と裁 判管轄権の行使を要求している事実に鑑み、 当方の原案を拒絶した。台湾人と朝鮮人と異な り一般的には人種的民族的概念ではない。しか し台湾には国籍法は施行せられていたから「台 湾人 とは台湾に居住する者又は台湾の出身者 で日本の国籍を有する者(明治三十二年勅令第 298号により国籍法の適用を受けるもの)とい うことができる。

中華民国政府は1946年6月22日付で在外台僑処理弁法を公布・施行し、1945年10月25日(台北での日本軍降伏の日)以降、「台湾居留民」の中華民国国籍を恢復する一方、「登記に際しては台湾籍を有する者に相違ないことを保証する二名の華僑保証人を立てること」を定めた<sup>(23)</sup>。国務省も台湾人を中国国民=連合国民として扱うよう指示し、GHQは治安維持の観点から国務省に抵抗したが、最終的に中国代表部が発給する登録証

保持者を中国国民 = 連合国民として認めることになり、1947年2月25日に連合国最高司令官指令(SCAPIN)第1543号「中国国民の登録に関する覚書」が出された<sup>(24)</sup>。誰が「台湾人」であるかの承認権限が日本政府ではなく中国代表部に属するとされたのが、朝鮮人との大きな違いである。ただ、日本政府はこの間在日台湾人の「日本化」が進んでいるとして日本国民として扱うことを要求した<sup>(25)</sup>。

一方「二重国籍」の台湾人について、内務省の三宅事務官は1947年6月29日、京都府宛に「日本の国籍を有しながら華僑臨時登記証を有するものは二重国籍の日本人であるから登録申請の義務はない。但し、この者は将来日本の国籍を離れることは明らかであるから本人が申出たときは登録しても差支えない」と返答している (26)。「台湾人」の場合には、こうして華僑臨時登記証を有し外国人登録をした者と、そうではない者の二種類の人びとがあらわれることになった。

### 3. 韓国籍の登場:出身地表示から国籍表示へ?

#### (1)「韓国籍」の登場

次に韓国籍登場の経緯を整理しよう。朝鮮では 1948年にはいり、北緯38度線以南には大韓民国政府(8月15日)が、以北には朝鮮民主主義人民共和国政府(9月9日)がそれぞれ樹立を宣言した。韓国政府は東京に韓国駐日代表部を設置するとともに、1949年11月24日に在外国民登録法を公布した。駐日代表部と在日大韓民国居留民団(以下、民団)は、登録しなければ「完全な独立国民としてその法的地位と権利を一切喪失する」と呼びかけた<sup>(27)</sup>。また、駐日代表部は在外国民登録と外国人登録を連結させるよう求め、国籍欄も「大韓民国」の国号で統一することを日本政府に要求した。

一方、1949年12月3日に外登令が改定され、罰

則が強化され2年ごとの切替制度が導入された。 同日に法務府令第97号により外国人登録令施行規 則も改正された。別記第一号様式も改められ(第 十八条の二)「国籍(出身地)」欄は「国籍」欄 へと変わった。「出身地」という用語はこうして 外国人登録制度から消えることになる。

この結果、1950年2月23日をもって、外国人登録の国籍欄に「朝鮮」に加えて「韓国」「大韓民国」と記入することが可能となった。重要なことはこの時点でも日本政府は前述の国籍解釈――講和条約発効まで日本国籍――を修正したわけではなかったことである<sup>(28)</sup>。駐日代表部や民団の要求は部分的にしか受け容れられなかったのである。冒頭で紹介した「韓国」「朝鮮」は「単なる用語の問題であって、実質的な国籍の問題や国家の承認の問題とは全然関係なく、『朝鮮人』或は『韓国人』、『大韓民国人』のいずれかを用いるかによって、その人の法律上の取扱を異にすることはない」とした1950年2月23日の法務総裁談話はこの際に発表されたものである<sup>(29)</sup>。

法務総裁の談話発表をうけ同日に法務府の村上 朝一民事局長は各都道府県知事宛に通達を発し た<sup>(30)</sup>。ここでは国籍欄記載の「国号」について 「本人の希望によって『韓国』又は『大韓民国』 なる呼称を採用してもさしつかえないこととなっ た」とし、今後は以下の通り処理することを通達 した。

- 1、現在すでに発給している登録証明書について、国籍欄の「朝鮮」なる記載を「韓国」又は「大韓民国」に変更方を申請する朝鮮人があるときは、申請を通じ、国籍欄の記載を訂正するとともに、登録原票の国籍欄の記載をもこれに応じて改めること。
- 2、今後朝鮮人に対しあらたに発給する登録証明書の国籍欄には、本人の申請によって、「朝鮮」に代え、「韓国」又は「大韓民国」

と記載し、登録原票の国籍欄の記載も同様と すること。

3、一部朝鮮人で登録証明書の国籍欄の記載を 「朝鮮民主主義人民共和国」とすることを申 請するものがあっても、申請に応じないこ と。

1950年2月の法務総裁談話及び民事局長通達の 特徴は、変更に際して「本人の希望」のみを要件 としたことである。具体的な国籍欄の記載変更の 方法を指示した1950年3月6日の通達では、「朝 鮮|から「韓国|への記載変更の場合、「変更登 録申請書を提出させる必要はないが、令第八条に 規定する変更登録の場合に準じて、登録証明書の 国籍欄の『朝鮮』の記載を朱線で消し、『韓国』 又は『大韓民国』と記載し、変更事項欄に申請を 受理した年月日及び国籍欄の記載を更正した旨を 記載する(31)」としており、外登令第八条(「外 国人は、登録事項に変更を生じたときは、十四日 以内に、内務大臣の定めるところにより、変更の 登録を申請しなければならない。」)の規定に準 じて国籍欄の記載事項を変更することになった。 1951年2月以降とは異なり、国籍の記載変更に際 して韓国政府発給の国籍証明書などは必要なかっ た。

この時期には「韓国」から「朝鮮」への「再変更」も認められていたようである。1950年7月24日に神奈川県より管下市町村に伝達された通達には、「朝鮮を韓国に変更した後また朝鮮に変更を申請したる場合は、韓国を朱線で抹消し更に朝鮮たる記載をすることなく裏面変更事項欄のみに再変更したる旨を記載する」と、「再変更」の際の手続が定められている(法務府の通達の発令年月日と発令番号は不明)(32)。

「本人の希望」により「朝鮮」か「韓国」を選択できたのは、朝鮮人男性と結婚した日本人女性の場合も同様であった。出入国管理庁は、1950年

12月20日、朝鮮人男性と結婚した日本人女性の外国人登録に際して「登録申請の国籍欄には本人の選択により韓国又は朝鮮と記入せられたい」と回答した<sup>(33)</sup>。

また、この通達は「朝鮮」「韓国」いずれも 「用語」の問題であり「実質的な国籍の問題や国 家の承認の問題とは全然関係な」いとして出身地 表示説を採用した。これは、日本政府の「韓国 | 「大韓民国」への記載変更の容認が、講和条約発 効まで朝鮮人の国籍は変動しないとする解釈の変 更を意味するものではなかったことの論理的帰結 である。ただし、韓国駐日代表部に属する者につ いて、法務府民事局長は1950年2月24日に福岡県 知事に対し「大韓民国駐日代表団に属する者は、 令第二条第三号に該当する者に準じて取り扱うの が相当である」と回答した(34)。あわせて「大韓 民国駐日代表団の支部が日本在住の朝鮮人を現地 採用した場合において、その者が実質的に該当支 部の使用人であり、単に名目的なものに止まるの でないときは、当該朝鮮人は、令第二条第三号の 『これに随従する者』に準じて取り扱うのが相当 である」との判断を示した。この登録切替えの結 果、1950年12月末現在で6万9.855人が「韓国」 へと国籍欄の記載を変更した(表1参照)。全朝 鮮人登録者数(544,903人)の12.9%である。

一方、政府は「大韓民国」の記載は認める一方で、「本人の希望」があっても「朝鮮民主主義人民共和国」への変更は受理しないとした。朝鮮民主主義人民共和国を支持した朝連は1949年9月8日に団体等規正令を適用され解散させられていたが、旧朝連系の在日朝鮮人たちは「韓国」のみ記載を認めるこの措置に強く反発し、市町村役場で「朝鮮民主主義人民共和国」の記載を認めるよう要求することになる。実際に、旧朝連系の新聞である『解放新聞』は兵庫県網干で「朝鮮人民共和国」の国号を記載させることを認めさせたと報じている (35) 。おそらくこれは外国人登録証明書の

国籍欄の記載のみを市町村役場の判断で変更した ものであり、外国人登録原票の記載は変更されて いなかったものと思われる。

旧朝連系の韓国籍への記載変更に対する認識を うかがえる論説に、『解放新聞』掲載の金一山「外 国人登録証の示したいくつかの教訓」がある<sup>(36)</sup>。 この論説は1950年の「韓国」表示への変更を、

「民族反逆者と反動の巣窟である民団・建青において、朝連解散以後に在留同胞らを彼らの群れのなかへ引きずり込もうとあらゆる手段を使ったなかでも、最も大きなものが韓国人登録であった」とみなし、1950年3月末現在の登録者数(朝鮮:49万5,818名、韓国:3万9,418名)から以下の五つの「教訓」を導き出すべきであると指摘する。

第一に、同胞中に「国際反動の迫害」に勝てな かった者が多く、「朝鮮民主主義人民共和国の栄 誉ある国民という矜持を持てるような教育が足り ず、落伍者を出した」ことは恥ずべきことであ る。第二に、多くの人々がこの「迫害」に屈しな かったことに敬意を表すべきである。第三に韓国 籍へと変更しなかった人びとの数は、「民族反逆 者と国際反動勢力」の迫害への「朝鮮人民の抗議 であり回答しとみなすべきである。第四に、仮に 朝連・民青の解散や財産没収、幹部の公職追放が なければ「韓国」と登録した者はより少なかった であろうことを知るべきである。そして、第五に 朝鮮籍93%という数字を、「祖国朝鮮民主主義人 民共和国を高く戴き、その国民の一人としての運 命を祖国の運命とともにするという絶対多数の同 胞らの堅い決心 | を示したものと考えるべきであ る。

金一山の論説からは、旧朝連系の活動家たちが 韓国籍に変更しないことを、「朝鮮民主主義人民 共和国の栄誉ある国民」としての矜持を示す指標 と考え、重視したことがうかがえる。法務総裁談 話が「朝鮮」か「韓国」かは、「単なる用語の問題であって、実質的な国籍の問題や国家の承認の 問題とは全然関係な」いとしながらも、「大韓民国」のみを認めたことで、外国人登録の国籍欄をめぐる問題は、植民地からの独立から、南北対立の舞台へと変わることになった。

# (2) 「国籍表示説」への事実上の修正: 外国人登録と 在外国民登録の連結

1950年2月に始まった「本人の希望」による記載変更という方針が修正されるのは、一年後の1951年2月である。1951年1月12日、外務省出入国管理庁長官は外国人登録証明書の国籍変更の取扱いについて、各都道府県知事に以下の通り指示した<sup>(37)</sup>。

登録外国人より国籍変更による変更登録の申請があったときは、新国籍を取得した当該国官憲(例えば、在日外交使節団又は領事)の発給した国籍取得の証明書を登録証明書及び変更登録申請書に添えて提出せしめられたい。

この点に関し、登録に際し韓国もしくは大韓 民国、又は朝鮮の国号を使用したものが国号の 変更を申請した場合は、今後は当該人が婚姻そ の他の身分上の変更等の理由による特別の場合 を除いては受理しないこととされたい。

さらに同年2月2日、この管二二合第27号通達 後段の「特別の場合」の具体的解釈について、出 入国管理庁長官は以下の通り都道府県知事に指示 した<sup>(38)</sup>。

- 一、韓国駐日代表部の発行した「大韓民国国民 登録証」(別紙見本参照)を添付して国号変 更の申請をしたとき。
- 二、親子、夫婦間等、同一家族間で国号を統一 するために国号変更の申請をしたとき。
  - この場合は、関係者全員の登録証明書及び同 一家族員であることを示すに足る韓国代表部

の証明書を提出せしめてその申請に理由があることを確認すること。右変更申請を受理する理由は家族間の国号を統一するためであるから、国号の異なる家族数が一名以上であるときは特に理由なき限り、同時に全員を申請せしめること。

- 三、婚姻その他の身分上の変更が生じたために 国号変更の申請をしたとき。この場合はその 身分変更に関する韓国駐日代表部の証明書を 添付せしめること。
- 四、以上何れの場合に於ても事実上韓国から朝 鮮への国号変更は認められない。
- 五、本件に関する申請は外国人登録令施行規則 第七条(第五号様式)によることについては 既に通達ずみであるが念の為申し添える。

すなわち、管二二合第27号通達のいう「特別の場合」とは、①「大韓民国国民登録証」を添付した場合、②親子、夫婦間等、同一家族間での国号統一のため、③婚姻その他による身分上の変更の場合をいう。第二項のいう「韓国駐日代表部の証明書」は「大韓民国国民登録証」を指すが、この登録証は十五歳未満の者には発行されないため、「ここでは同登録証の本人直系家族欄に記載してあるものに限り同一家族とみな」すこととされた(39)。第四項にある通り、これは家族の国籍欄を「韓国」へと統一する場合のみを想定しており、「朝鮮」への統一は不可能であった。こうして、1950年には駐日代表部と民団が達成できなかった、外国人登録と在外国民登録の連結が実現することになった。

だが、この管二二合第109号通達は、金英達の 指摘する通り「1950年の法務総裁談話の根幹[中略]を骨抜きにするもの」であった<sup>(40)</sup>。この通 達により「韓国」表示は「大韓民国国民登録証」 と連動することになり、「従来の出身地を表示す る地域名から国籍を表示する国家名へとその性格 が変質する」ことになったからである。しかもそれが新たな政府見解として公表されることなく、 あくまで内部の通達として処理されたのである。

「韓国」表示解釈の「出身地表示説」から事実上の「国籍表示説」への修正は、講和条約まで国籍は変動しないとする従来の国籍解釈に抵触するおそれのある重大な変更である。なぜこの時期に日本政府は、「韓国」表示と「大韓民国国民登録証」の連動という重大な変更を行ったのであろうか。

法務省の後の説明は、国籍欄の記載事項の変更があまりに「放縦」になったため、というものだった。法務省法務事務官であった森田芳夫は、1955年刊行の報告書で「たとえば韓国に商用に赴く必要から国号を韓国と変更し、帰日すれば朝鮮と再変更を申請するものや左翼と民団の勢力争いに利用され変更手続をとるものが続出した」ため、取扱を変更したと説明している (41)。森田の説明からは、当時の朝鮮人たちが南北両政府への支持の問題だけではなく、生活や商用のためにも「韓国」「朝鮮」の記載変更を行っていたことがうかがえる。

また勝野康助入国管理局長は1959年、朝鮮戦争の勃発後「『在日朝鮮人連盟』(現在は朝鮮人総連合会に改称)と『在日大韓民国居留民団』の間にも対立抗争が激化し、外国人登録証明書の国籍欄の『朝鮮』又は『韓国』なる記載について異状な執心を持ち、『朝鮮総連』「ママ」は『朝鮮』なる用語に、『民国「ママ」』は『韓国』なる用語に書き換えることと交互に市区町村長に及び都道府県知事に強訴陳情を繰り返すこととな」り、「その後においても、右のような状態が継続し、むしろ熾烈となったので、その取扱を明示する必要が生じた」ため、この通達が出されたと説明した(42)。

勝野の説明は民族団体間の争いのみを要因としており、朝鮮戦争の勃発が手続変更の重要な要因

であったことが一般的に指摘されているにとどまるが、より具体的には1951年1月現在の戦況が外務省に「韓国」から「朝鮮」への変更を事実上禁じる通達が発せられた背景と考えられる。1950年6月25日の朝鮮戦争勃発後、朝鮮人民軍は一時洛東江以南を除く全域を占領するが、9月15日の米軍を主力とする朝鮮国連軍の仁川上陸作戦の結果、中朝国境付近まで後退する。しかし10月19日の中国人民志願軍の参戦により再び戦況は逆転し、12月5日には国連軍は平壌から撤退し、1951年1月4日には中朝軍がふたたびソウルを占領した。

管二二合第27号通達が出た1月12日は、このように戦況が中朝軍にとって再び有利に展開した時期であった。この頃、旧朝連系の活動家たちを中心に1月9日に在日朝鮮統一民主戦線(以下、民戦)が結成されており、これも「朝鮮」への記載変更の要求の活発化を促進したと考えられる。朝鮮における戦況の変化、すなわち朝鮮民主主義人民共和国側の攻勢に伴う「朝鮮」への記載変更の増加を止めるため管二二合第27号通達が発せられたのではないだろうか。

治安政策の視点から、朝鮮籍を朝鮮民主主義人民共和国を支持する人びとを識別する指標とする認識も、このころにはあらわれている。1950年12月の神戸における朝鮮人生活擁護闘争(いわゆる第二次神戸事件)の調査報告書の国会審議(1951年2月13日)に際し、原案の「北鮮旧朝連系朝鮮人の動向について」との題について、梨木作次郎議員(日本共産党)が「同じ朝鮮人の中でこういう区別の基準というものは何によって出されて来たのか」と質問したことに対し、押谷富三議員(民主自由党)は「北鮮系 [ママ]の朝鮮人、韓国系の朝鮮人の区別は、外人登録によりまして判断いたしておるのがおもな資料であります」と答弁している(43)。

一方、駐日代表部と民団の動向を示す史料は、

管二二合第109号通達を発するに際し、外務省出入国管理庁は当初から「韓国」表示と「大韓民国国民登録証」の連動、つまり「出身地表示説」から「国籍表示説」への全面的な修正を意図していなかったことをうかがわせる。というのも、管二二合第27号通達の後段は、一見すると「婚姻その他の身分上の変更等の理由による特別の場合」以外は韓国あるいは朝鮮から他方への国籍表示の記載変更を受理しない、との方針が示されたものと読める。これだけでは「韓国」表示への変更もまた、制限されることになる。

民団はこの通達の意味を確認する必要に迫られた。民団第12回中央議事会(1951年2月10日)における朴聖周民政局長の報告「外国人登録証国籍欄国号変更に関する件」は、管二二合第27号通達をとりあげて以下のようにその経過を説明した(44)。

右件で日本政府は現在まで本人の自由意志により変更記入を施行していたところ、最近の情報あるいは県本部の照会によれば今年一月十八日 [ママ] 付日本政府外務省出入国管理庁の指令下に特殊事情以外には中止しているというため社会部長が関係当局にその真否を調査し、また今後に施行する要領を相 [一字不明] して各県本部に公文を発行した。

- 一、今後より国籍欄国号変更記入は国民登録証 を所持する者に限られるようになった。
- 二、変更希望者は所管市町村役場外国人登録係 に本人が出頭し国民登録証を提示後変更記入 することになった。

ここからは1月12日の通達をうけて民団中央総本部の劉虎一社会部長が「関係当局」に「真否」を調査したうえで、今後の手続きを各県本部に通知したことがわかる。

駐日代表部も確認に動いたようである。京都府の『外国人登録例規通牒綴』には、1951年1月12

日の通達に続けて、2月12日に民団京都府本部裵東俊部長より各支部団長宛に送られた、駐日代表部発行の2月8日付通牒(代大発第1004号檀記[ママ]4284年2月8日付)が綴じられている(45)。この駐日代表部の通牒は、(1)大韓民国国民登録証を提出して外国人登録証明書の国籍「朝鮮」を「韓国」に変更申請する場合は、1月12日付管二二合第27号入管庁長官通達により受理するようになったこと、事務の簡便のため韓国国民登録証を各知事に送付するよう日本の外務省に依頼したこと、(2)「韓国」から「朝鮮」への変更申請は同通達により受理しないようになったこと、(3)国民登録完了者が外国人登録の「国籍」変更ができない事態は生じないため市区町村で手続きを完了させるよう指示されている。

なお、民団京都府本部発の通牒には二つの注が付されている。第一は、これまでは外国人登録の国籍を「韓国」とした後に「韓国人登録申請」(在外国民登録を意味すると思われる)をしたが、今後は「韓国人登録」を提出しなければ市区町村で国籍を「韓国」に訂正してくれないため、「まずは本人に身分をよく調査した後理由書が適当ならば韓国人登録を最初にしてもらうよう努力してくださることを望みます」という要望である。第二は、「海外に居住している同胞で国際連合が承認した国号(大韓民国)を取得しなければ、生命財産又はその他権益に対する損失を被るとき、本国政府及び駐日代表部と当民団は何等の責任もとらない」ことである。

以上の史料から、管二二合第27号通達をうけて 民団中央や駐日代表部が外務省などに確認と働き かけを行った結果、「特別の場合」の解釈を示す 第109号通達が発せられたことがわかる。また、 民団民政局長報告からは管二二合第27号通達が民 団や駐日代表部とは無関係に発せられたことがう かがえる。1月12日から2月2日のあいだにおそ らく何らかの交渉が行われ、駐日代表部の要請を 容れて「特別の場合」を広く解釈することで、結果的に政府は法務総裁談話の「出身地表示説」を 「国籍表示説」へと修正することになったものと 思われる。

## 4. 「国籍選択の自由」か、韓国国籍か:日韓会 談から講和条約へ

#### (1) 日韓会談と外国人登録証明書の「国籍」

1951年2月の「韓国籍=国籍表示説」への転換は、あくまで事実上の転換にすぎず、少なくとも表向きは1950年2月の法務総裁談話(出身地表示説)が生きていた。在日朝鮮人の国籍問題が本格的に検討されるのは、1951年10月20日に始まった日韓予備会談においてである。

1951年3月26日、GHQ外交局のシーボルトは 駐日韓国代表部に在日朝鮮人の中の「一部悪質共 産分子の強制追放を要請」、韓国政府はそれを実 施するためには「犯罪人引渡に関する条約」が締 結されねばならず、そのためには「在日韓国人の 国籍問題を確定」する必要があると判断した<sup>(46)</sup>。 こうして韓国外務部と法務部は在日朝鮮人の法的 地位についての方針案の策定をはじめる。韓国政 府は韓国国籍法を在日朝鮮人に全面的に適用した いと考えており、GHQに交渉を打診したが1951 年8月24日、GHQは駐日代表部に対し、国籍問 題は日本政府と直接交渉するよう回答する。この 結果、日韓予備会談が1951年10月20日に始まっ た。

外国人登録の国籍欄の問題は早速、日韓会談で問題となった。1951年10月30日の在日朝鮮人の法的地位および処遇問題を討議する委員会(処遇小委員会、~1952年4月1日)では、早速韓国側代表の兪鎮午が「外国人登録令で韓国と朝鮮を区別していることに重大な関心を持っているが、経緯を説明願いたい」と問い、「外国人登録に現れた朝鮮の数字が韓国のそれより圧倒的に多いことは

共産側のよい宣伝材料になる」ため「好意的取扱いをされるよう希望」したのに対し、日本側委員の田中三男は「日本が韓国を承認したら名称の統一も出来ると思う」と返答した<sup>(47)</sup>。

このやりとりからもわかるように国籍欄の問題 について日韓間には争いは生じなかった。在日朝 鮮人の法的地位に関する日韓交渉が妥結すれば、 外国人登録の国籍欄も「韓国」で統一され問題は 解決すると両者が考えていたからであろう。日本 政府もこの時点で、講和条約の発効により「朝鮮 の独立」を承認し、これに伴い全朝鮮人の日本国 籍を喪失させ、朝鮮人の国籍を一律韓国国籍とす ることを考えていた。民団もそれまでと同様、 1951年10月20日に民団中央総本部にて民衆大会が 開かれ出入国管理令の施行に際し、「1945年8月 15日以前から居住する韓僑に対して、無条件永住 権を賦与しすること、入管令による強制送還に際 しては民団と合議をなすことに加えて、「在日同 胞の国籍は一律的に『大韓民国』とすること | を 要求していた (48)。

1952年4月1日に作成された「在日韓人の国籍 及び処遇に関する協定案」は、「大韓民国は、在 日韓人が大韓民国国民であることを確認する。 (第二条第一項)としており<sup>(50)</sup>、韓国政府に とってもこれは既定路線であった。同協定案は 「日本国政府は、在日韓人がこの協定の効力発生 日から二年以内に大韓民国政府の発給する登録証 明書を添付し、日本国政府に永住許可を申請する ときには、此を許可する。この場合、一般外国人 に適用される永住許可の条件、手続き、および手 数料に関する日本国の法令の規定は、適用して はならない。」(第三条第一項)としており、韓 国国籍証明書を永住許可のための添付文書とする ことを予定していた。これは1951年2月2日の管 二二合第109号通達の方針の延長線上にあるもの といえるだろう。

しかし、実際には請求権問題をめぐる意見の対

立が解消されず、第一次日韓会談は決裂した。法 的地位問題に関する協定も締結されることはな かったため、日本政府は在日朝鮮人の国籍問題に ついての従来の方針、すなわち日本国籍喪失→韓 国国籍回復という手順をただちに進めることは困 難になった。日韓交渉の準備過程で外務省管理局 が指摘したとおり、「平和条約草案は『朝鮮の独 立』の承認は規定しているが、『大韓民国の独 立』の承認は規定していないから」である (50)。 講和条約発効によって日本国籍を喪失した朝鮮人 は、いったいどこの国の国民になるのか、という 問題が未解決のまま残ることになった。

#### (2) 入管令・外登法反対闘争と「国籍選択の自由」論

全朝鮮人を韓国国籍にするという方針を実行するための障害は、協定の不在だけではなかった。 そもそも韓国政府を支持せず、韓国国籍になることを望まない在日朝鮮人たちが相当な数にのぼったのである。第一次日韓会談で合意した方針を実行することは、この人びとの意思を無視することにつながる。

民戦は当時、「強制追放反対」「国籍選択の自 由しを掲げ、出入国管理令・外国人登録法の適 用に反対する運動を展開していた。1952年1月30 日、民戦は日韓会談の「粉砕」と「傀儡韓国国籍強要 反対署名運動」のための闘争方針を決定する (51)。 以後、朝鮮民主主義人民共和国の国籍を選択する 自由、韓国国籍強要の反対、さらには指紋押捺を 含む外国人登録法改悪反対を民戦は掲げた。特に 外国人登録法において「反動吉田政府は行政事 務の諸手続として証明書が必要であるものとし、 所謂韓国駐日代表部から交付された証明書が必要 であると強要されることが予想される」ことを批 判し、「日政権力機関に対しては我等が自主的に 認める朝鮮人の唯一の代表機関たる民戦の交付す る証明書を認定せしむべきである | (52年5月26 日、民戦第六回拡大中央委員会)とした(52)。韓 国の国籍証明書にかわり、民戦の証明書を認めさせようとしたのである。平野義太郎らの革新系の知識人たちや尾形昭二、布施辰治らのように日本人にも「強制追放反対」「国籍選択の自由」を主張する人々がいた (53)。

民団・朝鮮建国促進青年同盟(のちの在日大韓 青年団) から離脱した朝鮮統一同志会の人びとを 中心に結成された在日韓民族出入国管理令適用反 対共同闘争委員会も、出入国管理令の適用に反対 した。国籍問題について「現在一つの朝鮮の中に 現実として二つの政府があるが、その一方が日本 政府との交渉で、全在日朝鮮人の個人々々が自己 の意思で選択する自由を持つ。国籍を勝手にきめ ることは、国際的諸規定からみても違法であり、 特に『世界人権宣言』の重大な侵犯である」と日 本政府の姿勢を批判し、「故に原則的に全在日朝 鮮人は、統一された『朝鮮国』の国民であるべき であり(この点では意見の差があった)、います ぐ国籍をきめねばならぬとすれば、その選択の自 由が、当然に許容されるべきである」と「国籍選 択の自由」を主張した (54)。

「国籍選択の自由」という主張は、このように 必ずしも朝鮮民主主義人民共和国の選択を認めよ という立場に限られない。『統一民報』(発行人 は朝鮮統一同志会の高成浩)は、1952年1月18日 付の朝鮮人商工会連合本部の次の請願書を紹介し ている<sup>(55)</sup>。

[略] 在日朝鮮人は、南北政府の何れの国籍をも押しつけられることを望んでいない。殊に休戦会談が進行し、近く祖国が平和的に統一されることが予想される今日性急にも韓国籍により外国人としての特権を得ようとするものはいない。何故ならば、それは祖国の分裂を固定化し、民族の滅亡を扶けるようなことであるからである。しかも、一方では北朝鮮側との間に休戦会談が進行し、他方では日韓会談が開かれて

いる現実をみて我々は益々国籍の選択を慎重に考えさせられている。

このように、朝鮮には明らかに二つの政府が存在し、その一方の政府と国連との間に休戦会談が進行している。それにも拘わらず日本政府が、他の一方の政府である韓国政府と政治的に協議して在日朝鮮人の国籍を韓国と認定し「出入国管理令」と「外国人財産取得に関する政令」の適用を合理化しようとしていることは甚だ遺憾である。

よって在日朝鮮人商工会は次のことを請願する。

一、一九四五年九月二日以前から日本に在留 している朝鮮人は、「出入国管理令」の適用か ら除外すること

二、一九四五年九月二日以前から日本に在留 する朝鮮人の国籍は朝鮮が完全に統一するまで 選択の自由を認め、永住権を与えること

右請願する。

この請願書は朝鮮民主主義人民共和国か、大韓 民国かの「国籍選択の自由」を望むにとどまらない。朝鮮に二つの政府があるにもかかわらず、 「一方の政府である韓国政府と政治的に協議して 在日朝鮮人の国籍を韓国と認定し「出入国管理 令」と「外国人財産所得に関する政令」の適用を 合理化しようとしていること」を遺憾とし、「日 本に在留する朝鮮人の国籍は朝鮮が完全に統一す るまで選択の自由を認め、永住権を与えること」 を求めるものである。

森田芳夫も、1952年当時「韓国」から「朝鮮」への記載変更を求めた者の理由として、「1. 内戦状態であるから、統一されるまで一応『朝鮮』と変更したい、2. 代理人により知らないうちに『韓国』とされた、3. 韓国代表部発行の国民登録証を所持しない、4. 周囲が全部『朝鮮』であるから、ひとりだけ『韓国』とするのは具合がわ

るい、5. 商用のため便宜上『韓国』としたが、その必要がなくなったので『朝鮮』に変えたい」の五つをあげている (56)。「国籍選択の自由」という主張は、南か北かの「選択」のみならず、この商工会の請願書のように統一まで一方の政府のみを選ぶことは避けたいとの意見も含んだものであったことがわかる。

#### (3) 外国人登録法案の国会審議と「便法|

1952年3月から4月の外国人登録法案の国会審議は、こうした日韓会談における在日朝鮮人の国籍問題の「解決」方針と「国籍選択の自由」論に基づくそれへの批判が激論を戦わせる舞台となった。3月4日付の『読売新聞』は法的地位協定案の「在日鮮人[ママ]は韓国籍」との見出しで報じており、協定案のおおよその内容は広く知られていた (57)。

外国人登録法案(内閣提出第89号)の審議は3 月20日より衆議院外務委員会ではじまり、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出第88号、後の法律第126号)と一括議題とされた。この審議において、共産党や社会党議員は日韓協定の不在と大量の韓国国籍拒否者の存在という日本政府の国籍処理方針のアキレス腱をつき、講和条約発効以降の朝鮮籍の継続を考えるうえでも重要な議論がなされた。

最大の論点は、在日朝鮮人の国籍はどの国の国内法により決まるのか、当事者に選択の自由はあるのかであった。この問題は強制送還の際の受取国とも関わっていた。これについて例えば、共産党の林百郎議員は3月25日の委員会の冒頭で早速、韓国国籍強制を議題にあげ、日本政府が「アジアのわれわれの友邦である中国、朝鮮の人たちの意思を無視して、一部のアメリカ帝国主義の傀儡政権と交渉する」ことを批判し、さらに国籍問題として「朝鮮の人民共和国の国籍を持たせるべ

きか、あるいは李承晩のいわゆる韓国の国籍を選ばせるべきかということは、これは国籍選択の自由でありまして、これを間接的にも直接的にも強制する権限は、日本政府にはない」と指摘した<sup>(58)</sup>。

政府側はこうした批判に、国籍は韓国の国内法 により決定されるとの説明に終始したため議論が かみあうことはなかった。「統一するために国連 軍がその休戦を折衝の最中にあって、いずれかの 政府につくということを強要することは、かえっ て統一を妨げ、さらにまたいわゆる政権が二つ あって、それの争奪の問題があるときに、日本が 「国籍を:引用者注〕強制するということは、一 つの内政干渉にもなるのではないか」(社会党、 大矢省三議員) との問いに対し、石原幹一郎外務 政務次官は、韓国は「国連自身が朝鮮の独立のた めにつくった政権」であり「平和発効とともに、 日本の国籍を離脱いたします。韓国の人々の問題 につきましては、これは相手方の国内法の決する ところ」と答え「向うにおいては二つあるのです から、二つある場合に、日本におる人々がいずれ の国を選ぶのも自由であるのか、向うの国内法は 二つになっている。 [略] そういう場合にいわゆ る国籍の選択を自由に認めるのか」(大矢)との 質問には充分に回答しなかった (59)。

この問題は、1952年10月に予定された登録の切替えにおける国籍証明書の取扱いとも関わるものであった。出入国管理令の永住許可申請や外国人登録法の登録切替に際しては、国籍証明書の提出が必要とされていた。しかし韓国国籍の取得を望まない、あるいは韓国政府から証明書を発行してもらえない在日朝鮮人の場合、この手続に必要な書類を揃えることができず、登録法違反により場合によっては強制送還されてしまうのではないか、ということが問題となったのである。

日本政府はこの問題に対し、何らかの「便法」 を講ずることで対応するという立場を示した。共 産党や社会党議員らの国籍証明書や強制送還に 関する質問に対し、3月27日の審議で岡崎勝男国務大臣は「何らかの便法を講ずる」と発言した<sup>(60)</sup>。以後の審議の争点はこの「便法」が具体的に何を指すのかに移る。翌28日の審議にて、林議員は「便法」について「外国人登録を切り替える場合に、前の登録に朝鮮というように記載してあるものは、そのままやはり朝鮮ということで記載されるわけですか」と問い、鈴木一入国管理庁長官は「そういうことが便法の一つの内容になると思います」と答弁した<sup>(61)</sup>。以後、52年10月の登録切替については国籍証明書を必要とせず、「朝鮮」とそのまま記載してよいという「便法」を政府はくり返し説明することになる。

外国人登録法が1952年4月28日に参議院本会議 で可決されるまで、「国籍選択の自由」の問題に ついて政府は譲らなかった。「日本政府が相手に しておりますのは韓国政府である。韓国政府が国 内法をもちまして国籍をきめておる。それに従い ますれば、三十八度線の向うにおります人も、や はり韓国籍をとることになるということは、い たし方ないことでありまして、朝鮮に関する限り は、二つの国籍はないということでございます」(鈴 木一入管庁長官)という説明が繰り返された(62)。他 方で「登録証明書という今までの書類に記載され てある国籍名で、そのまま切替えを行うというこ とになり、またしようと考えております」(岡崎 勝男国務大臣)<sup>(63)</sup>という立場が「便法」として 表明され、ひとまず切替においては国籍証明書を 要さず、希望者は「朝鮮」と記載し続けるとの措 置がとられるようになった。

## (4) 講和条約発効と「便法」としての朝鮮籍の継続

こうした審議をへて1952年4月28日に外国人登録法とポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(法律第126号)が成立した。日本政府は当初からの予定通りサンフランシスコ講和条約の発

効にあわせて、4月19日の法務府民事局長通達「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理(民事甲第438号法務府民事局長通達、1952年4月19日)により「朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」とした。これにより在日朝鮮人・台湾人は出入国管理令・外国人登録法を適用されることになる。ただし法律第126号第二条第六項により、「出入国管理令第22条の2第1項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」とされた。

外国人登録法施行直後の5月1日、鈴木一入国管理庁長官は通達を発し、外国人登録の「国籍に関する事項」は以下の通り処理するよう指示した<sup>(64)</sup>。

#### 三、国籍に関する事項

(取扱要領)、国籍に関しては左の準則により取扱うものとする。

- (イ) 旅券(その他の説明書)を所持して正 規に入国した者は、旅券記載の国籍。
- (ロ) 従前より居住する外国人の子の国籍は、その申請の時の親の国籍とすること(この場合の国籍は、登録証明書に記載してある国籍である)。国籍問題につき疑義あるときは、最寄りの法務局に確かめられたい。
- (ハ) 不法入国者が釈放証明書により登録を 申請する場合には、釈放証明書に記載してあ る国籍とすること。
- (二)従来日本人として取扱われ登録令の適用をうけなかった台湾人も講和発効と同時に外国人となる。従って、これら台湾人の登録申請に当っては、華僑登記証を呈示する者は、それに従って中国籍とし、登記証を呈示

しない者についてはその者が終戦前から居住 している者であると認められるときは、その 者の申請するところに従い中国籍又は台湾籍 として差支えない。

(ホ) 国籍欄の書換申請においてはその事実 を公に説明する文書の呈示があったときは、 いずれの国籍たりとも差しつかえない。

この通達では朝鮮籍・韓国籍についての指示は なされていないが、台湾人について国籍記載の取 扱要領が示されている。講和条約前において華僑 登記証を所持せず外国人登録をしなかった「台湾 人」も、日本国籍を喪失した関係上外国人登録が 必要であり、その国籍欄には「中国」または「台 湾 | と記載できるとされた。しかしこの方針はた だちに修正される。5月17日、鈴木長官は上の通 達の「その者の申請するところに従い中国籍又は 台湾籍として差支えない | とする文言を「中国籍 (中華民国国籍) | とする。 | と訂正した (65)。 なお、のちの10月14日、この方針は再び修正さ れ、「現下の微妙な国際情勢のため、在日台湾人 の間に複雑な問題をひき起こすおそれがあるの で、本籍が中国本土たると台湾たるとを問わず必 ず『中国』と記載され中華民国としないよう御願 いする」とされる <sup>(66)</sup>。

そして1952年6月21日、外務省入国管理庁長官 は各都道府県知事宛に以下の通達を発し「出入国 管理令及び外国人登録法の適用上、朝鮮人及び台 湾人の国籍問題の解釈」を統一した<sup>(67)</sup>。

#### 一、朝鮮について

(1) サンフランシスコ平和条約第二条(a)において、日本は朝鮮の独立を承認するとともに、朝鮮に対する一切の権利、権限を放棄した。従って、平和条約発効後は朝鮮人はその居住地のいかんを問わずすべて日本国の国民でなくなる。しかし、それ以上に、朝鮮人が

韓国人となるか否かは独立した朝鮮自体が決 定すべき国内問題であって、日本政府が関与 すべき筋合でない。

- (2) 大韓民国政府は、朝鮮において国際連合によって承認された唯一の政府であり、その軍隊は現に国連軍の一員として朝鮮動乱において侵略軍と戦っている。日本政府は、平和条約や、吉田・アチソン交換公文において、平和条約発効後の国際連合に対する協力義務を約束した。又、日韓会談においても、相互に代表を任命して公式交渉を継続している。
- (3) 国籍の賦与は、その国民の面倒を見ようとする国の一方的行為であるが大韓民国憲法によれば韓国は全鮮 [ママ] を支配する建前をとっており、若し韓国が在日朝鮮人について国籍を賦与する意図があれば、日本としてはこれを尊重するほかない。
- (4) 現段階においては、平和条約の規定による独立後の大韓民国政府が賦与する国籍を個々の朝鮮人について証明する文書を交付する方法も未だ執られておらず、他方在日朝鮮人の中には、大韓民国政府の賦与する国籍はいかなるものでもこれをとることを好まない者も一時的には存することが予想されるので、外国人登録証明書の一斉切替に際しては、旧登録証明書を単に新しいものと交換するに過ぎないという意味において旧証明書の記載事項をそのまま新証明書に記載し無用の混乱を避けることとする。
- (5) 右はあくまでも一斉切替における便法であり、法的問題としての国籍は、日本政府としては現在では、大韓民国政府の賦与する国籍と考えるし、又現在の未決定の事態も遠からず解決し国籍が統一されるものと予定している。

第一項は講和条約発効に伴う日本国籍喪失につ

いての指摘であるが、問題は第二項以下である。 前述したとおり、第一次日韓会談は決裂し法的地 位に関する協定を締結できなかった。このため、 講和条約による全朝鮮人の日本国籍喪失→日韓協 定による韓国政府(国籍)承認という日本政府の 方針は、肝心の後者の法的根拠を欠いたまま、講 和条約の発効を迎えることになる。外国人登録法 案の審議でこの点が問題となったことは前述した とおりである。

この空白を韓国政府が国連により承認されていること、国連軍の一員として「侵略軍」と戦っていること、そして講和条約と吉田・アチソン交換公文による国連への協力義務の存在により迂回的に埋めようとしたのが、第二項の趣旨といえる。

国連の承認とは、1948年12月12日の第三次国連 総会決議195 (Ⅲ) 号が、韓国政府を「唯一合法 政府 | とし、国連臨時朝鮮委員会(UNTCOK) に代わり国連朝鮮委員会(UNCOK)を設置した ことを指すと思われる。ただし、同決議は1948年 5月の選挙において「UNTCOKが観察し、かつ 協議することができたところの朝鮮の大多数が居 住している地域で、有効な支配と管轄権を及ぼ す | 大韓民国政府が「朝鮮半島における唯一のそ のような政府 | であるとしており、韓国の施政権 が及ぶ朝鮮半島南部での「唯一合法政府」である と言っているにすぎない。北部の政権との関係を どうするかという問題は依然として残るにもかか わらず、第三項は韓国憲法の「全鮮を支配する建 前一にならい韓国政府の方針を「尊重」するとし た。日本政府は国連総会決議よりもさらに踏みこ んだ判断を示したといえる。

吉田・アチソン交換公文とは、1951年9月8日の日米安全保障条約の署名に際し、吉田茂首相とディーン・アチソン国務長官の間に交換された公文である。朝鮮戦争の勃発後、日本は朝鮮国連軍に対し部隊の通過、施設の利用、物質・役務調達を通して協力をしたが、日本によるこうした朝鮮

国連軍への援助を講和条約発効後も継続するためにこの公文が交換された。いわば日本の朝鮮戦争への協力の根幹にある協定であった。これは、講和条約第五条で「国際連合が憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与える」義務を果たすことを約束したことの結果として、日本政府が朝鮮国連軍への協力を義務付けられたことをうけたものであるため、この通達のいう「平和条約」は具体的には第五条を指すと考えられる。

つまり日本政府は、国連の韓国政府承認、サンフランシスコ講和条約第五条の定める国連への協力義務とそれに基づく朝鮮国連軍への援助の約束を根拠に、韓国国内法を在日朝鮮人の国籍解釈の準拠法とすべきとしたのである。朝鮮民主主義人民共和国と中華人民共和国を「侵略軍」とした朝鮮国連軍への日本の協力を在日朝鮮人の国籍問題と結びつけるこうした解釈は、外国人登録法案の審議においても表明されたことはなく、いかなる経緯をへて示されるに至ったかは明らかではない。

他方、第四項・第五項では、外国人登録法案の 国会審議をうけた「便法」として、「旧証明書の 記載事項をそのまま新証明書に記載し無用の混乱 を避ける」ことが指示された。ただし同じく国会 審議でくり返し政府が表明したように「法的問題 としての国籍は、日本政府としては現在では、大 韓民国政府の賦与する国籍と考える」との立場を 表明することも忘れなかった。

また、台湾については(1)講和条約第2条(b)による台湾及び澎湖諸島の領土権の放棄と「台湾の住民」の日本国籍の喪失、(2)講和条約第26条と日華平和条約第10条により台湾人の地位は中国の国籍を有する者とみなす、(3)在日台湾人であって、中華民国の法律の定めるところにより国籍証明書を有する者は、中国人として取扱う、(4)旧登録令の適用を受けなかった在日台湾人も国籍証明書を呈

示するか、「旧登録令施行前から日本に在住する 台湾出身者たることが証明されるときはこれを中 国人として取扱うことができる」、(5)「右の在日 台湾人であって、中華民国政府の国籍証明書を呈 示せず、且つ、中華民国人たることをあくまで拒 否する者については、登録手続上の無用の紛糾を 避けるため、登録証明書に無国籍と記載すること もやむを得ない措置とする」とし、朝鮮の場合と 同様、外登法案の国会審議にて問題となった中華 民国政府の国籍を拒否する者については、「無国 籍」と記載することになった。

日本政府は1952年10月の登録切替に際し、在日 朝鮮人団体の要請にこの通達に沿って対応した。 鈴木一法務省入国管理局長は8月23日、切替えに 関し(1)「無国籍人の場合は、国籍欄記載は無国籍 とする」が、「例えば『白系ロシヤ』、『ロシ ヤ』又は『タタール』等と記載してあるものは、 この旨国籍欄余白に括弧書して附記しておくこ と」とする一方、国交が樹立していなかった「ソ 連籍は、旅券その他公的証明書によって『ソ連』 又は『U·S·S·R』と明示されたもののみとな る。(なお統計報告の場合も無国籍人の内訳が分 る様従来通りとする。)」とし、(2)韓国と朝鮮と の間の国籍変更に関しては、切替期間中はこれを 認めず、切替え前か又は後にすること、とした(68)。 また、9月8日にはさらに朝鮮人・台湾人の一斉 切替に際しては「申請書の在留資格及び在留期間 の欄は、斜線で消し提出せしめ、右申請書に係る 原票及び写票の該当欄はそのままとする」よう指 示した (69)。 切替えにおいては記載事項の変更は 行わないとする方針を徹底したものといえる。

民団は1952年10月4日、日本政府への要請事項として「一、登録切替に際し、世帯主又は各地方民団で一括して代理申請するよう計る事」「一、太平洋戦争中強制疎開により本国に帰国し、再入国して来た者には正式登録証を附与する事」「一、不法入国に依り現在登録なき者に対して、

韓国動乱休戦成立の時迄暫定的に登録証を附与すること」「一、一九五二年四月二十八日以後の出生児に対しては出生届丈で自動的に永住権を附与する事」に加えて、国籍について以下の要請を行った (70)。

## 一、国籍は一律的に大韓民国とする事

これは特に従前から強く主張して来たもので、韓日会談が成立すれば必然的に又国籍欄は 韓国に書きかへられるべきものであります。

同一なる外国人に相異なる二ツの国籍名を認める事が不合理であるのみならず、日本が北韓人民共和国を認めず韓国を認めている以上今後の登録切替に一律的に韓国と記入するよう英断を下すべきであります。

日本政府の斯る英断は旧朝連系分子の破壊活動を抑圧する最良の手段でありましょう。

日本政府の従前の微温的な態度は在日我が同 胞を迷わせるのみならず、左翼系の蠢動の余地 を与えるものであります。これが如何に日本政 府に多大なる障害と損失を与えているかを再考 する必要があるでしょう。

法務省入国管理局の中村茂総務課長は10月10日、これについて以下の通り回答した (71)。

国籍については、今回の切替えは、実質的に、旧登録証明書の内容の移し替えとして取り扱う方針でありますので現在の証明書の記載をそのまま書き写すことになりますが、朝鮮から韓国への移動は韓国政府の公的証明書のある者に対しては切替終了後何時でもその移動を認めます。国籍欄に関しては、日本政府の基本的な態度としては、たとえ、形式的に、「朝鮮」なる記載の者であっても、それだけでその者が北鮮人民共和国の国民である、とは考えておりません。

今回の登録切替に当って旧朝連分子は国籍欄の記載を「韓国」から「朝鮮」に書き換えることを強く要求し、この要求を通じて切替事務の妨害を成し遂げようとしています。従って、この際、国籍欄の書き換えを行うことはいたずらに市町村の窓口事務を混乱させかえって反韓国政府分子の術中におち入る事態を招来する嫌いがあるのであります。

このやりとりをみると民団と法務省は「旧朝連 系分子の破壊活動 | 「反韓国政府分子 | に切替え を利用されてはならないとの立場を共有したうえ で、法務省としては1952年6月21日の実三合第 594号通達の通りに説明していることがわかる。 民団はのちに、「民団は国籍欄に在日同胞は必ず 「韓国」と記載するようにすることを要求した が、日政当局は『国籍選定の自由』といい朝総連 系同胞には国籍を『朝鮮』と記載することを許容 した | と当時の政府の対応を批判した (72)。しか し実際には、日本政府が民団の要望を受け容れな かった理由は「国籍選択の自由」を認めたからで はなく、あくまで前述の「便法」を講じたかった からにすぎない。また、切替えの終了後における 韓国籍から朝鮮籍への変更の要請についても、法 務省は基本的にはこれを認めない従来の方針を堅 持した。法務省はこうした立場から民戦の外国人 登録切替反対闘争を迎えることになる。日本政府 の外国人登録制度を根本的に問うたこの闘争につ いては、稿を改めて論じることにする。

#### 5. おわりに――「国籍」に刻印された戦争

以上、本稿では外国人登録の国籍欄「朝鮮」の 登場と継続について、日本政府の行政文書を手が かりに検討した。「はじめに」で提起した問いに 即して、本稿により明らかになった事柄を整理す ると以下の通りとなる。

- (一) 朝鮮籍は1947年の外国人登録令公布施行とともに、朝鮮人は講和条約発効まで日本国籍との解釈とセットで登場した。それゆえ日本政府にとっては「朝鮮」は出身地を表示するものであった。
- (二)韓国籍の記載を許容した1950年においても、講和条約発効前であったため、「韓国」「大韓民国」は出身地を表示するものと解釈された。しかし、国籍欄の変更の「放縦」を制約するため1951年1月に出入国管理庁は「特別の場合」をのぞき変更を認めない運用へと変更を試みたが、駐日代表部と民団の働きかけにより「特別の場合」は大韓民国国民登録証の添付を意味することになった。(事実上の韓国=国籍表示説への修正)。この頃には朝鮮籍を朝鮮民主主義人民共和国を支持する者(「北鮮系」)を識別する指標とする見方もあらわれた。
- (三) 日本・韓国政府は講和条約と日韓会談により、在日朝鮮人の国籍問題を(a)日本国籍喪失→(b)韓国国籍取得という方針で解決し、外国人登録の国籍欄もすべてを韓国に統一しようとしたが、会談の決裂により(b)の根拠となる協定を得られなかった。
- (四)日本政府は、講和条約発効後、協定の代わりに第三次国連総会決議195 (Ⅲ)号と講和条約第五条、吉田・アチソン交換公文を根拠に、在日朝鮮人の国籍は韓国の国内法により決するとの解釈(在日朝鮮人=韓国国籍)を採用する一方、分断状態かつ交戦中の一方の政府のみと交渉し、韓国国籍を拒否する人々の意思と「国籍選択の自由」を無視しているとの強い批判に直面したため「便法」として旧登録証の記載、すなわち朝鮮籍の継続記載を認めた。
- (五) 日本政府は台湾出身者については当初 「台湾」と表記するよう指示した。講和直後

には「中国」「台湾」のいずれも記載可とされたが、直後に「中国(中華民国)」のみとなり、さらに52年10月の切替をへて「中国」のみ記載可となった。

朝鮮籍は、在日朝鮮人の歴史的形成と外国人登録令制定の経緯から、しばしば植民地主義の遺産とみなされる。(一)に記したとおり、確かに朝鮮籍=出身地表示説は民族自決の否定とセットで登場したものであり、その意味では日本植民地主義の遺産との指摘は適切といえる。そして、本稿の検討からはこれに加えて朝鮮籍の継続という事態が、朝鮮戦争——より具体的には朝鮮国連軍への日本政府の「援助」と、「国籍選択の自由」を掲げた在日朝鮮人運動の対抗の産物であることがみえてくる。

1952年6月の日本政府の通達の論理は、単に南北両政府のうち韓国政府の正統性を認めるにとどまらない。朝鮮戦争と国籍問題を連結させ、朝鮮民主主義人民共和国・中華人民共和国を「侵略」国とする朝鮮国連軍への「援助」という論理(吉田・アチソン交換公文)に即して、国籍問題を解釈することを意味する。1952年6月以降の在日朝鮮人の国籍に関する日本政府の解釈は、朝鮮戦争の「基地国家」 (73) としての日本の戦後体制に結びつくことになったのである。

それゆえに、朝鮮籍の朝鮮人たちはただ以前からの旧登録証の記載を継続する者ではなく、日本政府のいう朝鮮国連軍への「援助」の論理を媒介とした韓国国籍(これは朝鮮と中国を「侵略国」とする認識と表裏一体である)を拒否し続ける者たちとみなされることになった。朝鮮戦争下における在日朝鮮人の「国籍」をめぐる新たな局面は、半世紀以上をへた今日の朝鮮籍への対処を考えるうえでも示唆するところが少なくない。南北関係の悪化がつねに韓国政府による朝鮮籍在日朝鮮人の入国制限を含めた抑圧と連動するのは、単

に韓国政府の在日朝鮮人への無知・無理解や「棄民」認識にのみあるのではなく、朝鮮戦争のもとで歴史的に形成された朝鮮籍をめぐる認識の枠組みと関係があるとみねばならないだろう

重要なことは、こうした歴史的に形成された朝 鮮籍への敵対的認識が、韓国政府の朝鮮籍認識の みならず、今日の日本政府の対在日朝鮮人政策に も影をおとしていることである。2016年2月7日、 朝鮮中央通信は朝鮮民主主義人民共和国国家宇宙 開発局が地球観測衛生「光明星-4 | 号を軌道に 進入させることに成功したと報じた。これをうけ て、安倍晋三内閣は10日、「わが国独自の対北朝 鮮制裁」を発表、2月19日に閣議決定され即日発 動された。この措置に従い、ただちに朝鮮の最高 人民会議代議員と在日本朝鮮人総聯合会(朝鮮総 連)役員、そして傘下団体の会員ら計22名の再入 国許可が取り消された (74)。 「在日の北朝鮮当局 職員および当該職員が行う当局職員としての活動 を補佐する立場にある者の北朝鮮を渡航先とした 再入国の原則禁止|を定めたからである。日本政 府は2006年以来、在日朝鮮人の在留権と海外渡航 の自由/祖国往来の自由を制約する「制裁」を 採ってきたが、今回の措置によりその対象がさら に拡大した。

さらに各地の空港では2月19日以降、出国するすべての朝鮮籍在日朝鮮人を対象に、「私は北朝鮮に渡航しません。」「仮に北朝鮮に渡航したことが確認された場合には再度上陸が認められないことを承知した上で出国します。」と記された「誓約書」の記入が求められるようになった (75)。 そもそも日本政府の制裁措置は、「朝鮮」表示者の朝鮮を渡航先とした再入国を禁止するものではなく、韓国国籍者はこの「誓約書」の提出を求められていない。

もちろん、これらの日本政府の政策は2000年代 にはじまった新たな「制裁」であり、1950年代の 事象と直接・無媒介に結びつけることには慎重で あるべきであるが、現代日本の朝鮮籍認識を考えるうえでも、表面的な変化の底流にある「終わらない朝鮮戦争」に着目する必要があるだろう。

#### 註

- (1) 本稿では、国籍や支持する政府とは関わりなく、植民地支配の結果、朝鮮半島から日本に渡るか、強制的に連行されてきた人びと及びその子孫を総称する用語として「在日朝鮮人」を用いる。
- (2) 2012年7月9日の外国人登録法(以下、外登法)の廃止と出入国管理及び難民認定法(以下、入管法)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下、入管特例法)の改定にともない、在日外国人はそれまでの外国人登録証明書に代わり、在留カードか特別永住者証明書の携帯が義務付けられることになった。あわせて住民基本台帳法も改定され、市町村では「外国人住民に係る住民票」を作成することになった。
- (3) 朝鮮籍在日朝鮮人は朝鮮民主主義人民共和国の旅券発給をうけることは可能であるが、これを日本は「有効な旅券」とはみなしていない。海外渡航の場合は法務省発行の「再入国許可書」を所持することが多い。また、韓国に入国する際には韓国の外務部より「旅行証明書」の発給をうけねばならない。朝鮮籍在日朝鮮人の海外や再入国については拙稿「『再入国許可』制度の歴史と現在 在日朝鮮人に対する運用を中心に」『PRIME』(明治学院大学国際平和研究所)第33号、2011年、同「入管法改定と再入国許可制度の再編『みなし再入国許可制度』と在日朝鮮人」『法律時報』第84巻第12号、

2012年11月、조경희「남북분단과 재일조선 인의 국적 - 한일 정부의 '조선적'에 대한 해석을 중심으로 - 」『통일인문학』 (건국대 학교 인문학연구원) 제58호、2014を参照。

- (4) 『朝日新聞』2016年3月5日付・朝刊。なお、法務省は「12年7月に在留管理制度を変更したために分離した」と説明している(『東京新聞』2016年3月19日付・朝刊)。
- (5) 法務省HP「在留外国人統計」http://www.moj.go.jp/housei/toukei/housei05\_00021.html(2016年11月16日確認)。
- (6)日本社会党朝鮮問題対策特別委員会編『祖 国を選ぶ自由 在日朝鮮人国籍問題資料 集』(社会新報、1970年、以下『社会党 資料集』と略記する)6頁。
- (7) 『社会党資料集』6頁。
- (8) 外国人登録に関する法務総裁談話(1950年 2月23日)、『外国人登録例規通牒綴 其 ノニ 昭和二十五年』京都府総務部渉外 課(以下、『登録例規通牒綴②』と略記 する)。
- (9) 「社説」『朝日新聞』1965年10月29日付、 但し引用は『社会党資料集』8頁より。
- (10) 金英達「在日朝鮮人の外国人登録『国籍 欄』記載に関する行政実務の変遷につい て」『在日朝鮮人史研究』第17号、1987 年。
- (11) 金英達が史料として用いたのは「在日朝鮮 人の外国人登録国籍欄記載の経緯につい て」法務省入国管理局『入国管理月報』 第127号、1971年8月及び『川崎市におけ る国籍書換え処理経過概要 在日朝鮮人 の国籍変更を中心に』川崎市総務局総務 部市民課、1971年9月所収の各種通達であ る。
- (12) これらの用語については、金英達前掲論

文、79-80頁を参照。

(13) 日本敗戦後における在日朝鮮人の国籍問題 については以下の研究がある。飛田雄一 「サンフランシスコ平和条約と在日朝鮮 人 | 『在日朝鮮人史研究』 6 号、緑陰書 房、1980年、大沼保昭「在日朝鮮人の法 的地位に関する一考察(一~六・完)」 『法学協会雑誌』96巻3.5.8号.97巻2-4 号、1979-80年(後に『在日韓国・朝鮮 人の国籍と人権』東信堂、2004年として 出版)、松本邦彦「在日朝鮮人の日本国 籍剥奪——日本政府による平和条約対策 研究の検討」『法学』52巻4号、東北大 学法学会、1988年、田中宏「在日朝鮮人 政策の不条理な出立--"日本国籍喪 失"の論理にひそむもの」『日本のなか のアジア』大和書房、1980年、宮本正明 「GHQ/SCAP占領期における日本政府 の在日朝鮮人対策 1948年半ば~1949年初 頭の時期にかけての『国籍』措置を中心 に」、『研究紀要』(世界人権問題研究 センター)、第18号、2013年。日韓会談 における在日朝鮮人の法的地位問題につ いては、金太基「在日韓国人三世の法的 地位と「一九六五年韓日協定」(一)」 『一橋論叢』第105 巻第1号, 1991年、金 太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題 -SCAP の対在日朝鮮人政策1945-1952 年』 勁草書房, 1997年、도노무라 마사루「한일 회담과 재일조선인 - 법적지위와 처우 문제를 중심으로 - | 『역사문제연구』 No.14、2005 年、장박진 (2009) 「한일회담 개시전 한국 정부의 재일한국인 문제에 대한 대응 분석:대 한민국의 국가정체성과 "재일성" (在日 性) 의 기원 | 『아세아연구』 52-1、2009 年、장박진「초기 한일회담 (예비제 3 차) 에서의 재일한국인 문제의 교섭과정 분석 : 한

일 양국의 교섭목표와 전후 '재일성'(在日 性) 형성의 논리 | 『국제지역연구』 Vol.18. No.2,2009年、小林玲子「日韓会談と「在 日」の法的地位問題」、李鍾元・木宮正 史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国 交正常化Ⅱ脱植民地化編』法政大学出版 局、2011年所収、吉澤文寿「日韓会談に おける「在日韓国人」法的地位交渉ー 国籍・永住許可・退去強制問題を中心に - | 『朝鮮史研究会論文集』 No.49、2011 年、太田修「第1次日韓国交正常化交渉 における 在日朝鮮人の法的地位と処遇 植民地主義,分断,冷戦の交錯」『社会 科学』(同志社大学)第103号、2014年。 また、朝鮮籍についての日本・韓国両政 府の解釈を概観したものとして前掲조정희 論文がある。

- (14) 「終戦処理に関する件」(内閣総理大臣官房総務課資料、国立公文書館本館: 2A-040-資00056100)。日本政府と朝鮮総督府の朝鮮に対する主権の解釈については、宮本正明「朝鮮の『解放』と日本」、趙景達編『植民地朝鮮 その現実と解放への道』東京堂出版、2011年、及び長澤裕子「研究ノート: 『ポツダム宣言』と朝鮮の主権――『朝鮮に対する日本の主権維持論』を中心に」『現代韓国朝鮮研究』第6号、現代韓国朝鮮研究』第6号、現代韓国朝鮮学会、2006年を参照。
- (15) 大沼保昭編「《資料と解説》出入国管理 法制の成立過程」『法律時報』第50巻4 号、1978年4月、95頁。
- (16) 内務省調査局『外国人登録令の解説』 (『外国人登録事務についての例規綴 昭和二十二年~昭和二十三年』所収、茨 城県立歴史館蔵)。
- (17) 外国人登録令と朝鮮人団体に対する治安政

- 策の関係については、拙著『朝鮮独立へ の隘路 在日朝鮮人の解放五年史』法政 大学出版局、2013年、第三章を参照。
- (18) 『入管シリーズ1 出入国管理法令の改廃 集録』法務省入国管理局、1957年、46-47 頁。
- (19) 前掲『朝鮮独立への隘路』第三章及び、拙稿「植民地の独立と人権 在日朝鮮人の『国籍選択権』をめぐって」『PRIME』 (明治学院大学国際平和研究所)第36 号、2013年を参照。
- (20) 内務省調査局「外国人登録事務取扱要領」 (1947年6月21日)、『外国人登録例規 通牒綴 其ノー 自昭和二十二年至昭和 二十四年』京都府総務部渉外課(以下、 『登録例規通牒綴①』と略記する)。た だし、実際には日本政府は当時、朝鮮戸 籍に誰が登載されているかを判断する術 をもたなかったものと思われる。このた め登録にあたっては朝鮮人団体の協力を 必要とした。1947年の登録をめぐる朝鮮 人団体と日本政府の交渉過程について は、前掲拙者『朝鮮独立への隘路』第三 章を参照されたい。
- (21) 内務省調査局「外国人登録令解説」、『登 録例規通牒綴①』。
- (22) 朝鮮解放前における朝鮮戸籍の機能については坂元真一「敗戦前日本国における朝鮮戸籍の研究 登録技術と徴兵技術の関係を中心として」『青丘学術論集』第10号、1997年、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍 満洲・朝鮮・台湾』明石書店、2010年を参照。
- (23) 「在外台僑国籍処理弁法」、大沼保昭編 「《資料と解説》出入国管理法制の成立 過程6」『法律時報』第50巻9号、1978年9 月、99頁。

- (24) 大沼保昭「出入国管理体制の成立過程 1952年体制の前史」『単一民族社会の神 話を超えて 在日韓国・朝鮮人と出入国管 理体制』東信堂、1986年、41頁。
- (25) 中央終連政治部は「実際問題として日本側に法権を必要とする事由」として「台湾は五十余年日本に帰属せる関係もあり、日本在住台湾人の多くは言語、風俗、習慣等日本人と異なるところなき迄に日本化している実情であり、中華民国人が外国人として日本に居住している、状況とは趣を異にする事実」を挙げている(「台湾人に対し我方に法権ありとする理由(終連政治部)」『渉外資料第7号台湾人に関する法権問題』最高裁判所事務総局渉外課、1950年5月、18頁)。
- (26) 『登録例規通牒級①』。
- (27) 大韓民国居留民団「第八回全体大会報告」 (1949年10月18、19日)、朴慶植編『在 日朝鮮人関係資料集成〈戦後篇〉』(以 下、『在日資料集成』と略記する)第3 巻、不二出版、2000年、75頁。
- (28) 前掲拙著『朝鮮独立への隘路』 第九章参 昭
- (29) 外国人登録に関する法務総裁談話 (1950年 2月23日)、『登録例規通牒綴②』。
- (30) 法務府民事局長民事甲第554号「外国人 登録事務取扱に関する件」(法務府民事 局長発、京都府知事宛、1950年2月23 日)、『登録例規通牒綴②』。
- (31) 法務府民事局民事甲第617号「外国人登録事務取扱に関する件」(法務府民事局長発、各都道府県宛、1950年3月6日)、 『登録例規通牒綴②』。
- (32) 『川崎市における国籍書換え処理経過概要 在日朝鮮人の国籍変更を中心に』(川崎 市総務局総務部市民課、1971年9月)47

- ~48頁、ただし金英達前掲論文66~67頁 より重引。なお、京都府や茨城県の外 国人登録関連の例規通牒綴には、「再変 更」に関する通達は収められていない。
- (33) 管二二合第64号「外国人登録事務取扱に関する疑義回答の件」(出入国管理庁長官発、静岡県知事宛、1950年12月20日)、 『外国人登録事務についての例規綴 昭和二十五年~昭和二十七年』所収、茨城県歴史館蔵。
- (34) 法務府民事局民事甲第534号「外国人登録令の疑義について」(法務府民事局長発、福岡県知事宛、1950年2月24日)、 『登録例規通牒綴②』。
- (35) 「国籍은 人民共和国으로記入」『解放新聞』1950年2月2日付。
- (36) 金一山「外国人登録証의 나타난 몇가지教訓」『解放新聞』1950年6月22日付、金一山「外国人登録証의 나타난 몇가지 教訓(下)」『解放新聞』1950年6月24日付。
- (37) 管二二合第27号「外国人登録証明書の国籍変更の取扱について」(出入国管理庁長官発、知事宛、1951年1月12日)、『外国人登録例規通牒綴 其ノ三 昭和二十六年』渉外課(以下、『登録例規通牒綴③』と略記する)。
- (38) 管二二合第109号「朝鮮又は韓国の国号呼称の取扱について」(出入国管理庁長官発、都道府県知事宛、1951年2月2日)、 『登録例規通牒綴③』。
- (39) 六渉第392号「大韓民国国民登録証の送 付について」(総務部長発、地方事務所 長・市長宛、1951年3月29日付)、『登録 例規通牒綴③』。
- (40) 金英達、前掲論文、69頁。
- (41) 『法務研究報告第43集3号 在日朝鮮人処 遇の推移の現状』法務研修所、1955年、

- 但し引用は湖北社版、186-187頁より。
- (42) 法務省管登第7949号「外国人登録証明書 記載事項変更請求に対する取扱方につい て(回答)」(法務省入国管理局長発、 訟務局長宛、1959年11月9日)、60頁、 『在日朝鮮人国籍書換問題資料集』田川 朝鮮国籍問題弁護団、1970年12月、『在 日朝鮮人国籍2』日本社会党国民運動局旧 蔵資料、国立国会図書館所蔵。
- (43) 『第十回国会衆議院法務委員会会議録 第 三号』(1951年2月13日)、3頁。
- (44) 民生局長朴聖周、社会部長劉虎一、商工 部長曹允具『民生局報告書』(『第十二 回中央議事会報告書』1951年2月10日)、 『在日資料集成』第3巻、147頁。この報 告書は檀紀4283年 [西暦1950年] 2月10 日付となっているが、おそらく4284年の 誤りである。
- (45) 民京本社第二号「外国人登録証의国号変更中止의件과国民登録의件」(大韓民国居留民団京都府本部発、各支部団長宛、檀紀4284年[西暦1951年]2月12日)、『登録例規通牒綴③』。
- (46) 太田、前掲論文、4頁。
- (47) 日本政府公開日韓会談文書、文書番号220、 「国籍処遇小委員会(第一回)」1951年10 月30日、『日韓会談記録(二)(国籍処遇問題)』外務省アジア局、浅野豊美、吉澤文 寿、李東俊編『日韓国交正常化問題資料』 第1期第4巻、現代史料出版、2010年、 145-146頁。
- (48) 高成浩「日韓会談と朝鮮人強制追放」『朝 鮮評論』第2号, 1952年2月。
- (49) 太田、前掲論文、17頁。
- (50) 日本政府公開日韓会談文書、文書番号548 「平和条約に伴う国籍問題等処理要綱 (法務府民事局案) についての意見」、

- 前掲『日韓国交正常化問題資料』第1期 第4巻所収。
- (51) 『検察研究特別資料第6号、在日北鮮系朝 鮮人団体資料集』法務研修所、1952年10 月、283頁。
  - (52) 同上書、194頁。
  - (53) 太田、前掲論文、24頁。
  - (54) 高成浩、前揭論文。
  - (55) 『統一民報』1952年2月22日付。同資料は法政大学大原社会問題研究所所蔵。なお、金広志によれば、この請願書は関東朝鮮人商工会と朝鮮人商工会連合会が連名で提出したものであるという金広志「東京朝鮮人商工会13年の歩み 1945年~1958年」、『東京朝鮮人商工便覧1959年版』東京朝鮮人商工会、1958年、ただし引用は『追悼金広志先生』刊行世話人会編『追悼金広志先生』(『追悼金広志先生』刊行世話人会編、1997年)51-52頁より。
- (56) 前掲『在日朝鮮人処遇の推移の現状』、 187頁。
- (57) 『読売新聞』1952年3月4日付。
- (58) 『第十三回国会衆議院外務委員会議録 第 十二号』(1952年3月25日)5頁。
- (59) 『第十三回国会衆議院外務委員会法務委員 会連合審査会議録 第一号』(1952年 3 月26日)、6頁。
- (60) 『第十三回国会衆議院外務委員会議録 第 十三号』(1952年3月27日)、10頁。
- (61) 『第十三回国会衆議院外務委員会議録 第 十四号』(1952年3月28日)、1頁。
- (62) 同上、20頁。
- (63) 『第十三回国会衆議院外務委員会議録 第 十五号』(1952年3月29日)、1頁。
- (64) 実三第428号「外国人登録法の運営に関する件」(入国管理庁長官発、各都道府県

知事宛、1952年5月1日) 『外国人登録 例規通牒綴 其ノ四 昭和二十七年』京 都府総務部渉外課(以下、『登録例規通 牒級④』と略記する)。

- (65) 実三合第481号「外国人登録法の運営に関する件」(入国管理庁長官発、都道府県知事宛、1952年5月17日)、『登録例規通牒綴④』。
- (66) 管資合第208号「外国人登録切替最終日の 大挙申請対策及び違反者の告発他四件に 関する件」(法務省入国管理局長発、都 道府県知事宛、1952年10月14日)、『登 録例規通牒綴④』。この修正の背景には 華僑団体の働きかけがあったといわれ る。この時期の華僑団体の動向について は何義麟「戦後日本における台湾人華僑 の苦悩 国籍問題とアイデンティティの 変容を中心として」『大原社会問題研究 所雑誌』第679号、2015年5月を参照。
- (67) 実三合第594号「在日朝鮮人及び台湾人の 国籍に関する件」(入国管理庁長官発、 各都道府県知事宛、1952年6月21日)、 『登録例規通牒綴④』。
- (68) 管登合第54号「外国人登録証明書切替措 置に関する件」(法務省入国管理局長鈴 木一発、各都道府県知事宛、1952年8月23 日)、『登録例規通牒綴④』。
- (69) 管登第36号「朝鮮人及び台湾人の在留資格 に関する照会回答の件」(入国管理局登 録課長発、長野県渉外課長宛、1952年 9 月8日)、『登録例規通牒綴(4)』。
- (70) 「外国人登録証切替に際しての要請事項」 (1952年10月4日) 『在日資料集成』第 3巻。
- (71) 電信合第216号「切替に対する民団の要望 と法務省の回答などについて」(入管局 長発、知事宛、1952年10月15日)、『登

録例規通牒級④』。管総第1号「登録切替に際しての民団要望事項に対する回答の件」(法務省入国管理局総務課長発、在日本大韓民国居留民団第十五回全体大会議長洪賢基宛、1952年10月10日)『在日資料集成』第3巻。

- (72) 『民団四十年史』在日本大韓民国居留民 団、1987年、74頁。
- (73) 남기정『기지국가의 탄생 일본이 치른 한국전 쟁』서울대학교출판문화원、2016년.
- (74) 『東京新聞』 2016年 3 月14日付。
- (75) 『東京新聞』2016年4月13日付・朝刊。